

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、住民税均等割非課税世帯(家計急変による住民税均等割非課税相当の世帯を含む)を支援する新たな給付金です。
- 世帯の状況によっては、給付金を受給するための手続きが必要な場合がありますのでご注意ください。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

支給対象と手続き

支給対象となる世帯

令和5年6月1日現在(基準日)で市内に住民登録があり、次のいずれかにあてはまる世帯。
ただし、住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象外となります。

世帯全員が令和5年度
住民税均等割非課税
の世帯

令和5年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入
となった世帯(家計急変世帯)

令和4年度に加茂市から給付金を受給したことが

ある世帯

手続きは不要です
**前回と同じ口座に
ご入金します**
市から通知が届きます
※口座を変更する場合または
受給を辞退する場合は
手続きが必要です。

ない世帯

手続きが必要です
市から確認書が届きます
内容を確認のうえ確認書
を返送してください
**返送期限
令和5年10月2日必着**

申請が必要です

加茂市健康福祉課(福祉係)
までご連絡ください。

**申請期限
令和5年10月2日**

期限を過ぎた場合、給付金を
受給できなくなります。
ご注意ください!

※転入などの理由で課税状況が不明(または未申告)の方が
いる場合、確認書に替えて申請書を送付します。

★裏面もご覧ください!

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯（世帯全員）

◎ 令和4年度に加茂市から給付金を受給したことがある世帯

- ・対象の世帯には、市から給付日のお知らせが届きます。
- ・前回の給付で使用した口座にご入金しますので、手続きは不要です。
(振込先口座を変更する場合または受給を辞退する場合はお申し出ください。)

◎ 令和4年度に加茂市から給付金を受給したことがない世帯

- ・対象見込となる世帯には、市から確認事項が書かれた確認書が届きます。
- ・確認書の内容を確認、**必要事項をご記入のうえ、加茂市に返送**してください。

【確認事項】

- ① 振込先口座の情報について。
- ② 支給要件に該当する世帯であること。

◆ 課税状況が不明（または未申告）の方がいる場合

- ・該当の世帯には、市から確認書に替えて申請書が届きます。
- ・申請書に、**必要事項をご記入のうえ、加茂市に返送**してください。

確認書（申請書）の返送期限：令和5年10月2日（月）必着

II 予期せず家計が急変（収入が減少）し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

- ◎ 給付金を受け取るには申請が必要です。加茂市健康福祉課（福祉係）で申請用紙をお受け取りください。
- ◎ 申請書に必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに加茂市健康福祉課（福祉係）へ直接または郵送でご提出ください。
- ◎ 申請期限 令和5年10月2日（月）

※令和5年1月以降の家計急変の状況を、申請書類等で確認のうえ支給を決定します。

※住民税均等割非課税となる年間給与収入の目安

単身の場合：93万円以下、母・子（1人）の場合：137万8千円以下

※いずれの場合も、令和5年6月1日現在（基準日）で市内に住民登録のある世帯が対象です。
ただし、住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象外となります。

給付金を口実にした「振り込め詐欺」や「個人情報」の搾取に注意！

自宅や職場などに、市役所の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

問い合わせ先 加茂市健康福祉課 ☎0256-52-0080（内線171・173）

受付時間 平日8：30～17：15